

教育政策シンクタンク アドバイザリーボード（第2回）

議事概要

日時

令和4年7月20日（水）15:00～17:00

開催方法

ZOOM（ウェビナー形式）

出席者（敬称略）

○外部アドバイザー

小美野 達之（堺みくに法律事務所）、三部 裕幸（渥美坂井法律事務所）

末富 芳（日本大学教授）、田中 隆一（東京大学教授）、中室 牧子（慶應義塾大学教授）

成田 悠輔（イエール大学助教授）、益川 弘如（聖心女子大学教授）

○戸田市教育委員会事務局

戸ヶ崎 勤（教育長）、山上 睦只（部長）、川和田 亨（次長）

横田 洋和（次長兼教育政策室長）、田野 正毅（教育政策室指導担当課長）ほか担当官

議題

- （1）教育総合データベース（デジタル庁実証事業）について
- （2）学校現場におけるデータの利活用について
- （3）匠の技の可視化について

内 容

- （1）教育総合データベース（デジタル庁実証事業）について
（事務局から資料1に基づき説明）

- ・ 事業目的、事業概要、具体的な活用イメージ（モデルプラン）について説明。
- ・ データベース構築に向けたロードマップについて説明。
- ・ 個人情報の保護措置について説明。
- ・ 教育総合データベースの構築・運用に当たっての倫理面での配慮事項の骨子（イメージのたたき台）について説明。

（外部アドバイザーからの意見（○）及びそれに対する事務局回答（→））

○ 保護者から自分のこどもの不登校のリスクを教えて欲しいと言われた場合、どのように対応するのか。また本人・保護者に対する丁寧な説明ということで現在考えていることはあるか。

→ 一般論としては、個人情報保護条例等の規程に基づき判断することとなる。今回のデータベースの情報は、限られた教育委員会の職員がデータベースの分析結果を確認し、それを基に必要な機関と連絡をしながら、支援が必要な子供にアウトリーチをしていくということで、データベースで出てきた分析の結果を、直ちに本人や保護者に対して公表しますといったものではない。今後、具体的なところは検討していきたい。

○ 学術研究機関による二次利用について何らかのガイドラインが必要ではないか。またプッシュ型の支援について、どのような者が担うことを想定しているのか。

→ データベースの構築に当たっての配慮事項の中で、仮に学術研究の様に今回のデータベースの結果を、本人が特定されない形で提供する場合の在り方についても、検討していく必要がある。

プッシュ型支援については、例えば不登校のリスクの要因が学校関係なのか家庭関係なのかといったような、児童生徒がどのような課題を抱えているかに応じて、適切な機関と連携して対応していく。

○ 個人情報保護について、来年4月から国の個人情報保護法による規律が及ぶこととなる。またプライバシーについては別個の問題として考える必要があり、平成20年の住基ネットに係る最高裁判決ではセキュリティ対策が問われていることも踏まえて検討すべき。

→ 来年4月にデジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法（地方公共団体部分）が施行になる予定なので、運用面の変更も含めて検討していきたい。また、改正後の個人情報保護法第69条第2項第3号の「相当な理由」の該当性の判断に加え、同法第66条に規定されている組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を踏まえて、データベースを構築することが個人情報の保護、プライバシーの侵害を防ぐことにつながると考えている。

○ 今回は教育委員会を中心としたデータということだが、各学校も色々なデータを持っていると思うので、そういったところの発展性も今後期待したい。また、倫理面の配慮事項は非常に重要だが、他方、大きな方針、ビジョンというような前向きなメッセージとすることが良いのではないか。

→ 教育総合データベースに今回入れるデータの中には、既に学校のほうで一度保有、作成して教育委員会に提出してきているものもある。また、今回の分析の結果、特定のデータが足りないといったような可能性も、学年によっては有り得ると考えている。

また、配慮事項の中にも、大きなビジョンや考え方を示している抽象度の高い部分と、具体的な措置に関する部分とが混在しているという印象を当方としても持った。そういった大きなビジョンのところと、具体的に行っていくべき話、後者の中に先ほどの安全管理措置や学術研究機関との情報共有の在り方も含まれるが、その階層を整理した上でまた示していきたい。

○ データベースについて、過去のデータを遡って整備することも考えているのか。また、横展開していく上では、個人が特定されない形で、その成果を市としてもしっかりと発表していくべき。

→ いきなり全ての児童生徒に対するデータをデータベースに入れるということになると、大変作業が膨大になるので、ある程度優先順位の高いものを絞った上で試行していきたい。その中では直近の令和4年度及び令和3年度が最初の優先順位としては上がってくるが、サンプル数が足りない場合には遡る可能性もある。

また、個人が特定されないことを大前提とした上で、今回のデータベースの構築の成果と課題をしっかりと発表してまいりたい。場としてはこうしたアドバイザーボードの他、デジタル庁の実証事業としての場が国で設けられるのであればそういった機会、さらには教育長が参画している国の様々な有識者会議などが考えられる。

○ 本人・保護者に対する丁寧な説明を尽くすことは必要だと思うが、具体的な方法等でイメージがあれば教えていただきたい。

→ 現時点で説明会のような予定がある訳ではないが、こうした議論をオープンにし、積極的に情報を発信していきたい。また、教育委員会の事務連絡を本人や保護者に流してデータを取っているものについて、データベースの分析に用いる旨を事務連絡の中に何らかの形で付け加えていくといった説明の形を現時点では想定している。

○ 今後を見据えて、学校現場の先生に対しても、データベースに関して最低限の説明ができるよう研修等が必要ではないか。

→ 学校現場はもちろん、まずは教育委員会職員のデータリテラシーを充実させることが必要であり、取組を進めてまいりたい。

(2) (3) 学校現場におけるデータの利活用について及び匠の技の可視化について (事務局から資料2に基づいて一括して説明)

○ データ利活用に係る基本的な考え方について説明。

○ 現在行っている実践や、そこで期待される効果、現時点での成果・課題等について説明。

○ 優れた教師の指導技術である匠の技の可視化の取組の概要、現時点での成果・課題

等について説明。

- 今後に向けて、現在の取組から思う諸課題や本市における今後の方向性について説明。

(外部アドバイザーからの意見(○)及びそれに対する事務局回答(→))

※一部、議題1に係る質疑応答をこの時間で行っているものがある。

- ICT など新しい政策が増えていく中で、学校現場の負担を減らすという働き方改革の観点からの取組も同時に行われているのか。また、データベースによって分析した結果をどのようにフィードバックしていくのかの研究が今後必要になるのではないかと。さらに、データドリブンな教育を推進していく上で、学校管理職がどのようなリーダーシップを発揮していくことが求められているのか、それがどのような経路で児童生徒の成果につながっていくのかについて深堀りしていく価値があるのではないかと。

→ 1点目について、戸田市では数年前から学校の働き方改革を進めており、「可視化、共有化、効率化」を掲げて学校現場の業務改善を行っている。多くの産官学連携をしており、連携数が多いほど負担が増えるようにも思われるが、実は攻めの学校経営を行っている学校ほど、勤務時間も短いという実態がある。

2点目について、児童生徒自身が自らの意思でデータを蓄積し活用していくパーソナル・データ・ストア(PDS)のような仕組みを、今後構築していくことが必要。また、形成的評価に使えるような、子どもたちが自ら学びを振り返ったり、先生の評価に活かしていくにはどういったデータの蓄積が有用なのかといった研究からまず始める必要がある。さらに、先生に対してデータ利活用のフィードバックのサポートをすることと、そのサポートがなくても学校現場がデータを自ら内製化して利活用できる体制を作っていくことのバランスをしっかりと図っていくことが重要。

3点目について、校長のリーダーシップについては諸外国の先行研究結果を見ると、児童生徒の学力に対して、直接的ではなく間接的だが、有意な影響を与えており、かつ、学校内で子供たちに影響を与えている要因のうち、最も影響の高いのは教師の教室での指導だが、二番目としてスクールリーダーシップが挙げられている。また、強いリーダー、カリスマリーダーのようなイメージというものが、非常に先行していることに対して危惧を覚えている。学校管理職も完璧な存在ではなくて、学び続けていく存在なのだということが、これまでのある種のリーダー像を壊していく上で重要。諸外国における研究では様々なリーダーシップの在り方が示されており、本市において何が効果的であるのか研究を深めていきたい。

- 親がこどものデータを見たいといった場合には、本人の権利利益の擁護という観点からは慎重に検討すべきではないかと。また、総合的な学習やSTEAM教育でもカリキュラムが重要であり、授業を検証する上で今年の2年生と今年の2年生を比較すること

も可能となる。同じ活動を繰り返しながら比較していくことで、学校教育活動の充実にとって手応えとなるのではないかと。

→ 個人情報保護条例上の不開示事由の該当性の判断に当たり、開示・不開示それぞれのメリットを比較考慮して判断していくが、その中で本人の権利利益擁護に最善の措置は何かという視点も踏まえ検討する必要がある。

また、本市では授業がわかる調査を平成16年度行っており、毎年2回調査しているので、年度の中での変化やある学年の過去との比較も可能となっている。小さなことでも、長い間続けていくということが重要であり、そうしたスモールデータの蓄積とを引き続き進めてまいりたい。

○ データ利活用によってどんなことが分かるのかという意味では、先行研究や学術的な知見がレシピを提供することになるだろう。そうしたノウハウ集を手がかりにして内製化していくことも重要ではないか。

→ 埼玉県学力・学習状況調査の分析結果等を研修等の機会を通じて、学校現場にフィードバックを実施しているところ。特に教師の視点では、ビッグデータの解析よりも日々の子供の学びの充実に活かしていきたいと考えており、そこでは量的なデータだけではなく、質的なデータも重要となる。

○ 学びがどういう形で起きているかを推測する精度が上がっていくと、日々の授業づくりもより子ども達に沿ったものになるのではないかと。苦しみながらやっていたことが楽しみながら変わるといった、先生方の変容についてもデータが収集できるようになると良い。

→ 「Less is more」という考え方にあるとおり、新学習指導要領のアクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）やGIGAスクール構想によるICTの活用はいずれも、子供たちが学びの主導権を握ることによって、より学習効果が高まっていくと考えており、それを実践する上で学習観や教育観のアップデートを図っていく必要もあると考えている。必要に応じてデータを活用しながら、学校現場の先生方の立場に立ってサポートすることで、教員を元気にしていきたい。

→ 今後の大きな柱として、授業、生徒指導、学級・学校経営というこの三つを科学していきたい。授業を科学するという部分については、本当にこの指導で良いのだろうかといった時にデータがあることによって、その教師の判断を刺激したり補強できるということが、先生方をバックアップすることにもなる。一般的にはデータは冷たいものだとか、リスクがあるというイメージがあるが、そうではなくて、データを駆使することによって教員が元気になる、データは温かいものだというイメージがもっと伝わるようにならないといけないと考えている。

- 今後このプロジェクトが進んでいくと、どの程度のデータ、どの範囲のものなら外部の企業や研究者と共有して問題ないかについて、広く使えるプロトコルが重要になってくる。取組のスピードは落ちるかもしれないが、炎上のリスクを低くするためにも必要ではないか。
- 個人情報の保護とデータの利活用のバランスを鑑み、個人が特定されないことを担保した上で、どのようにして付加価値を生み出せるようなデータ連携を行っていくかについて考える必要がある。ガイドラインの中で、しっかり言語化を図っていきたい。

- ガイドラインをデータベースに限定したものにするのか、教育データ利活用一般に係るものにするのか。広い範囲を射程としてうまくカバーされていれば職員にとって分かりやすくなる一方で、個別に事項ごとにガイドライン的なものを定めていくと関わっている人はこれだけ見ればいいということで分かりやすくなるが、一覽性の観点からは課題がある。それぞれにメリットもデメリットもあるので、それを踏まえて検討いただきたい。
- ガイドラインについては、教育データの利活用に関する幅広い範囲をカバーする形で作るのか、テーマごとに個別の形にするのかは、様々なメリットとデメリットがあると思いますので、事務局の方でも検討し、次回以降のアドバイザリーボードで進捗を報告したい。

次回の開催予定について

- ・ 次回（第3回）は令和4年の10月～11月頃に、第4回は令和5年3～4月頃に、それぞれ開催予定である旨、資料3に基づき説明。

（以 上）